

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月 8 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

**管理者署名**

北上地区消防組合規則第 4 号

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する規則（平成4年北上地区消防組合規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年北上地区消防組合条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第3条、第7条第1項、第8条、<u>第10条から第12条まで</u>、第18条第2項及び第21条の規定により、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</u></p> <p>第3条 <u>育児休業条例第3条第4号の規則で定める方法は、育児休業法その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。</u></p> <p>2 <u>育児休業条例第3条第4号の育児休業等計画書は、様式第1号によるものとする。</u></p> <p><u>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</u></p> <p>第12条 第3条第1項の規定は、<u>育児休業条例第10条第5号の</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年北上地区消防組合条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第3条、第7条第1項、第8条、<u>第11条、第12条</u>、第18条第2項及び第21条の規定により、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(再度の育児休業に係る計画書)</u></p> <p>第3条 <u>育児休業条例第3条第5号の育児休業等計画書は、様式第1号によるものとする。</u></p> <p><u>(育児短時間勤務に係る計画書)</u></p> <p>第12条 <u>育児休業条例第10条第6号の育児休業等計画書は、様</u></p>

規則で定める方法について準用する。

2 第3条第2項の規定は、育児休業条例第10条第5号の育児休業等計画書について準用する。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第14条 [略]

2 第4条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(部分休業の承認)

第18条 育児休業条例第18条第2項の規則で定める職員は、北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成7年北上地区消防組合規則第3号)第10条に規定する特別休暇のうち、生後1年6月に達しない子を育てる職員がその子の保育のための時間を請求した職員とし、同条例第18条第2項の規則で定める時間は、当該請求により承認を受けた時間とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から第5号までを次のように改める。

式第1号によるものとする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第14条 [略]

2 第4条第2項の規定は、育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(部分休業の承認)

第18条 育児休業条例第18条第2項の規則で定める職員及び規則で定める時間は、北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年北上地区消防組合条例第3号)第11条に規定する特別休暇のうち生後1年6月に達しない子を育てる職員がその子の保育のための時間又は同条例第15条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員及び当該特別休暇又は当該介護時間の時間とする。

年 月 日

任命権者 様

所 属

職

氏 名

㊦

育児休業等計画書

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例第3条第5号又は第10条第6号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

1 請求の別		
2 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
3 請求期間（再度の請求予定期間）		
4 摘要		

備考 1 この計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。

2 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出席後、速やかに行うこと。

3 「3 請求期間（再度の請求予定期間）」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

年 月 日

任命権者

様

請求者 所属  
職  
氏 名

㊟

育児休業承認請求書

次のとおり育児休業の承認（期間の延長）を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容		
3 請求期間		
4 既に育児休業をした期間		
5 摘要		

- 備考 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等（当該子が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるとされる者に該当する場合にあっては、その事実。備考3において同じ。）及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「5 摘要」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇（北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年北上地区消防組合規則第3号）において準用する北上市職員

の勤務時間、休日及び休暇規則（平成7年北上市規則第10号）第13条第1項第12号又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第2項に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、（イ）請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、（ウ）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

任命権者

様

請求者 所属  
職  
氏 名

㊟

養育状況変更届

次のとおり子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 育児休業の区分

2 届出の事由

3 届出の事由が発生した日

年 月 日

年 月 日

任命権者

様

請求者 所属

職

氏名

㊟

育児短時間勤務承認請求書

次のとおり育児短時間勤務の承認（期間の延長）を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容		
3 請求期間		
4 勤務の形態		
	勤務の日及び時間帯	
5 既に育児短時間勤務をした期間		
6 摘要		

備考 1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等（当該子が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるとされる者に該当する場合にあっては、その事実。備考3において同じ。）及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。

2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、



速やかに行うこと。

- 3 「6 摘要」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合には、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

年 月 日

任命権者 様

請求者 所属  
職  
氏 名

㊟

部分休業承認請求書

次のとおり部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求期間及び 時間	期間	時間
3 摘要		

- 備考 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等（当該子が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるとされる者に該当する場合にあっては、その事実。）及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。
- 2 部分休業の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を別に記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。